

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢等のデータ、これに対応する民間従業員のデータ(平成19年4月1日)

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南九州市	46.10歳	65人	285,632円	308,392円	303,864円	—	—	—	
うち調理員	50.04歳	13人	314,423円	330,588円	322,615円	調理士	45.09歳	219,900円	1.50
うち用務員	44.02歳	27人	274,796円	285,080円	284,681円	用務員	53.09歳	227,200円	1.25
うち運転手	43.07歳	3人	270,766円	299,933円	299,933円	自動車運転手	52.01歳	246,900円	1.21
その他	47.09歳	22人	283,945円	313,652円	305,477円	—	—	—	
鹿児島県	45.07歳	721人	337,300円	394,336円	369,832円	—	—	—	
国	48.08歳	5,193人	287,094円	320,514円	320,514円	—	—	—	
類似団体	47.03歳	—	294,501円	317,172円	306,044円	—	—	—	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値の比較)		
	公務員 C	民間 D	C/D
南九州市	—	—	—
うち調理員	5,362,353円	3,112,100円	1.72
うち用務員	4,821,492円	3,284,300円	1.47
うち運転手	4,885,975円	3,825,400円	1.28

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)
 ※ 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
 ※ 「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職種ごとの年齢別の人数のデータ(平成19年4月1日)

(単位:人)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
南九州市		1	2	3	3	6	8	7	12	14	9		65
うち調理員					1	2	4	1	5	7	2		22
うち用務員				1				2	3	3	4		13
うち運転手					1	1					1		3
その他		1	2	2	1	3	4	4	4	4	2		27

(3) その他給与に関する事項

① 給料表について

国の行政職給料表(二)を適用

② 各種手当

一般職員に準ずる
 特殊勤務手当: 老人ホーム勤務手当・道路上作業手当・保育業務手当

③ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

2 基本的な考え方

本市は、平成19年12月1日に知覧町・川辺町・瀬戸町の3町が合併し、新たに「南九州市」として、新たなスタートが始まりました。旧3町時においては、各町の集中改革プランに基づき、技能労務職員等の給与等の見直しに向け、各種の取組みを行ってまいりました。今後は、新市においても旧3町の取組みを引継ぎ、また、新市として新たな行財政改革に努め、市民の理解と納得を得るため、現状の分析を行い、「退職者の不補充」・「職種転換」・「業務の民間委託の推進」「臨時職員の雇用」を柱に更なる適正化への取組みを行っていく必要がある。

3 具体的な取組み内容

① 定員について

原則的には、退職者不補充とし、新規職員の採用は行わない。また、職員の退職による人員不足となった場合は、臨時職員の雇用等で対応を行う。

② 給与について

3町合併時に、それぞれ独自の給料表から国の行政職給料表(二)に統一した。

③ 諸手当について

一般職の例により支給いたします。

特殊勤務手当については、3町合併時に必要性を協議しており、現行を踏襲する。

④ 昇給・昇格について

現在、国が試行している人事評価制度を見極め、制度確立後、運用を図っていく。

4 その他

① 民間委託の推進について

技能労務職については、退職者不補充とし、新規職員の採用をせずに賄うという方針のため、今後は、技能労務職の現場を精査し、できる施設等から民間に譲渡・委託するということを推進する必要がある。

② 事務・事業の見直しについて

事務事業の見直しを進め、人事異動等により、効率的な職員配置を行う。また、必要があれば、職種転換や退職不補充による臨時職員の雇用を行う。

③ 職種転換について

基本的に退職者不補充のため職種転換により柔軟に対応する必要がある。

④ 年度別定年退職者数

年 度	定年退職者	在職者数	職 種 内 訳
19年度	2名	—	調理員1名、用務員1名
20年度	2名	63名	調理員1名、運転手1名
21年度	2名	61名	用務員1名、その他1名
22年度	3名	59名	調理員2名、その他1名
23年度	4名	56名	調理員1名、用務員1名、その他2名
24年度	3名	52名	調理員2名、その他1名
25年度	6名	49名	用務員2名、その他4名
26年度	1名	43名	用務員1名
27年度	3名	42名	用務員2名、その他1名
28年度	4名	39名	調理員2名、用務員1名、その他1名
29年度	2名	35名	その他2名
30年度以降	33名	—	
計	65名		